

第9回：「社会・経済法入門」

2005.06.28. 佐藤 敬二

はじめに

- 1)先週のグループ討議結果
- 2)コメント

* 講義テーマ：コース別雇用による労働条件格差の是正方法

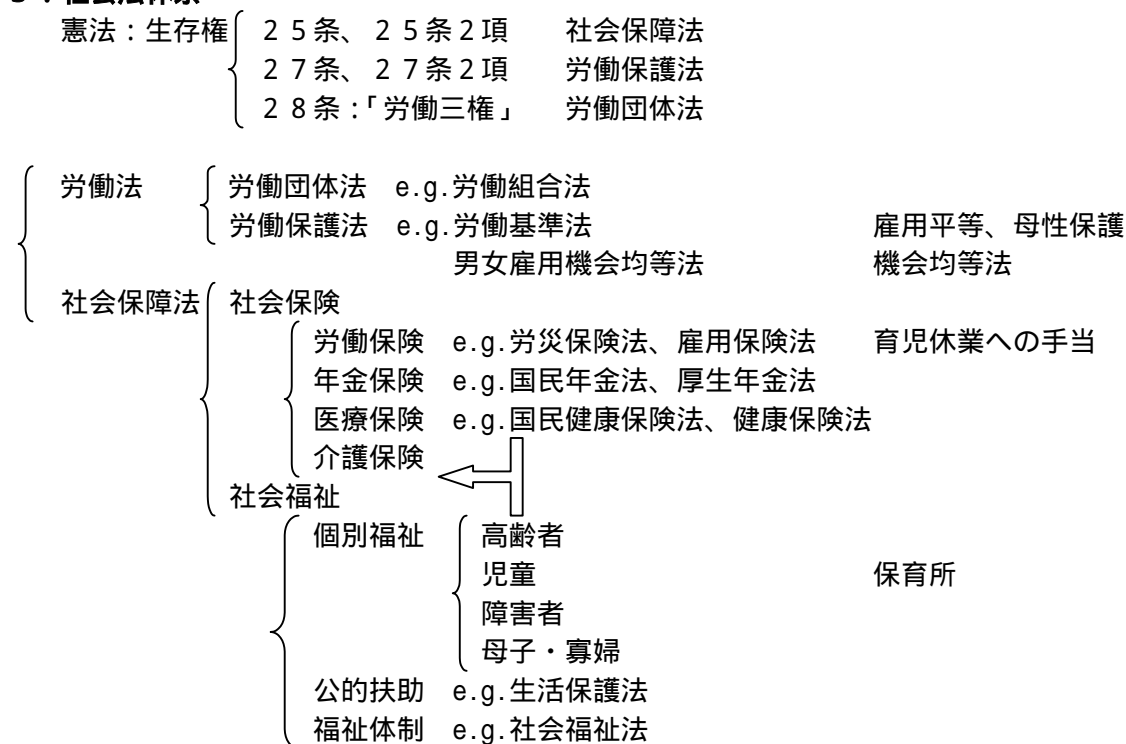
1. 事例から（野村証券事件 [資料1] 参照）

- 1)雇用平等を巡る現実（佐藤「重大な関心事」就職」[資料2]参照）
- 2)「コース別雇用管理」

2. 労働条件に関する雇用平等法制

- 1)国際条約：国連憲章・世界人権宣言・国際人権規約、女子（女性）差別撤廃条約
 - 1)規定内容・趣旨
 - 2)適用が困難であるとの主張：国際法と国内法の適用関係
- 2)憲法規定：14条「法の下での平等」、27条「勤労権」
 - 1)規定内容・趣旨
 - 2)適用が困難との主張：憲法規定の適用関係 e.g.三菱樹脂事件最高裁判決
- 3)労働基準法：3条「均等待遇」、4条「男女同一賃金」
 - 1)規定内容・趣旨
 - 2)適用が困難であるとの主張：労働関係成立前への適用
- 4)男女雇用機会均等法
 - 1)立法に求められたこと
 1. 判例による救済の積み重ねを明文規定にすること
 2. 解釈による救済の困難な場合の救済
 3. 実効的救済手段の創設
 - 2)1985 年均等法の規定内容
 1. 教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇：禁止規定
 2. 募集・採用・配置・昇進：努力義務規定（禁止規定）
 3. 苦情処理機関・女性少年室（雇用均等室）
 - 3)現実
 1. 労働者派遣法とセットでの立法
 2. 「コース別雇用管理」の進展
 - 4)1997 年均等法改正
 1. 禁止規定、調停委員会規定の改正
 2. セクハラ
 3. ポジティブ・アクション
 - 5)改正されなかったこと
 1. 罰則規定 * 企業名公表
 2. 間接差別

3. 社会法体系



4. コース別雇用と間接差別禁止法理

1)実態：5000人以上の大企業 43.0%が導入、総合職の女性は3.5%

2)行政的対応

1991年「コース別雇用管理の望ましいあり方」

コース別雇用管理は均等法違反ではない

1997年「雇用管理区分」の承認

2000年「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」

総合職は男性のみ・一般職は女性のみとする、同コース内で男女で異なる選考

総合職でも女性のみ不利な扱い、新制度導入時に男女で分けること

2004年「男女雇用機会均等政策研究会」報告書

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/06/h0622-1.html>)

3)裁判例

日本鉄鋼連盟事件 東京地判 昭61.12.4.(違法ではない)

日ソ図書事件 東京地判 平4.8.27.(後に同一職種に従事なら同一賃金)

野村証券事件 東京地判 平14.2.20.

(コース制であるが男女で区別しているので、違法であって慰謝料支払)

4)間接差別禁止法理

1.内容：外見上は性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等、合理性・正当性が認められないもの

(上掲の報告書より)

コース制に限らず、募集・採用の条件(身長、転勤、学歴要件など)

昇進の条件、福利厚生・手当の条件(家族手当・世帯主手当など)

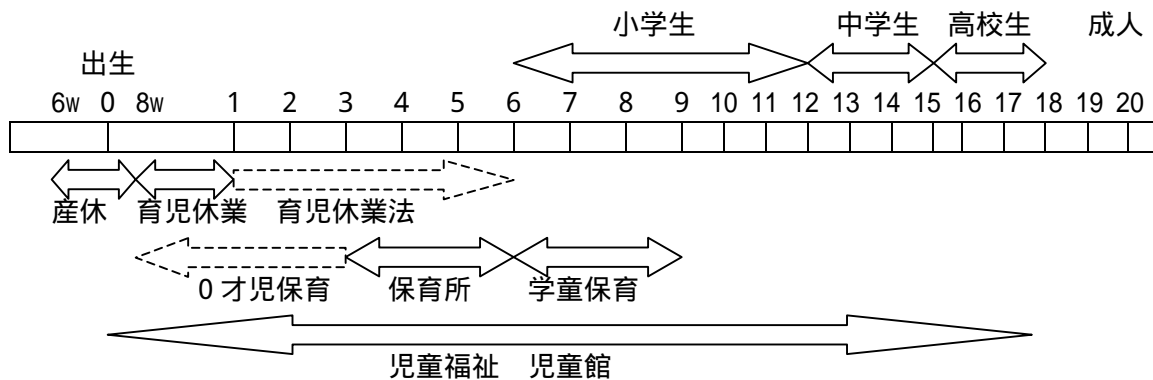
2.賛否 A説・反対：仕事の内容自体の差異 差別認定の困難性には理由がある

B説・賛成：困難性はあるが効果的

C説・別法理で：結果の平等(e.g.ポジティブ・アクション)

本法理は過渡的手段。既存の取扱いをスクリーニングにかける効果はある

[資料] 育児と労働の両立に関連する制度



- 1) **産前産後休業**：産前6週間、産後8週間
- 2) **育児休業**：1才まで、小学校就学まで
 - 1.内容
 - 1.一歳未満(特別事情で6ヶ月延長)の子を養育する男女労働者に育児休業
 - 2.育児休業をしない労働者に対する特別措置の義務
 - 3.一歳から小学校就学までの子を養育する男女労働者に必要な措置義務
 - 4.休業中の収入：雇用保険から休業前賃金の40%を支給育児休業
 - 2.特徴
 - 1.男女労働者に保障
 - 2.労働者の権利(使用者は拒むことができない)
 - 3.現状：男性労働者の取得は極端に少ない
 - 4.問題点
 - 1.実効性：努力義務
 - 2.休業期間中の所得保障
 - 3.復職の権利
- 3) **育児時間**：1才まで
- 4) **家庭的保育**：0才から3才
 - 1.内容
 - 2.地方自治体の独自措置 e.g.京都市「昼間里親」現在32箇所
- 5) **児童福祉法**
 - 1.児童の権利条約：児童を権利主体として捉える
意見表明権、表現の自由等、虐待からの権利、etc....
 - 2.概要
 - 1.原理：児童の健全育成を親のみならず社会の責任として
 - 2.児童：18歳未満の者
1歳未満の「乳児」、小学校就学期までの「幼児」、18歳までの「少年」
 - 3.機関：児童相談所、福祉事務所、保健所、児童委員
 - 4.施設：児童福祉施設
 - 5.費用負担
- 6) **保育所**：3才から6才(小学校就学前)
 - 1.現状
 - ゼロ歳児保育の現状：保育所、「家庭的保育」、無認可保育所、育児産業保育ニーズ：延長保育、夜間・休日保育
 - 2.概要
 - 1.「保育に欠ける」：厚労省入所措置条例準則に基づき各自治体の基準による
 - 2.保護、その他の適切な保護
 - 3.福祉事務所：入所申し込み 決定 費用負担
 - 3.問題点
 - 1.私的入所
 - 2.数的現状と問題
 - 3.保育料
- 7) **学童保育**：6才から9才(小学校1年から3年)
 - 1.児童福祉法改正
 - 2.問題点
 - 1.数的現状と問題
 - 2.諸条件保障

[自己点検]の提出

以下の a) から c) について、要点を端的に整理して述べなさい。

- a) 講義の論点
- b) 論点にかかわる法制度
- c) 論点についての諸見解

なお、講義に関する質問は、以下の項目の下に記載してください。

- d) 自由記述

* 趣旨

主体的に講義を受講することが必須であるため、その姿勢を涵養する一助とする成績評価の対象であるレポートとは別物。

ただし、レポートへの評価の際に考慮に入れる

* 提出方法

レジユメに挟み込んでいる「小テスト用紙」に書き、私まで提出すること

* 記載時間

5分以内で書くこと